

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和2年4月27日

陸別町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

当町は、気候風土に適した寒地農業の確立を目指した中山間地域に位置する酪農専業地帯であり、従前の小規模経営から規模拡大を図りスケールメリットを追求した大規模経営に向かう傾向があります。コントラクター事業や、TMR、哺育育成、家畜糞尿を原料とするバイオガスプラント事業など分業体制が確立しつつあります。

また、近年は高齢による離農が進む状況にあることから、その農地の受け皿について早めに手を打つことで遊休農地の発生防止に努めていかなければなりません。

これらを踏まえた上で、農業委員が農地等の利用の最適化を進めていくための指針を定めるものです。

なお、この指針は、農業委員の改選期に合わせて令和4年度までの目標達成に向けた計画とし、改選期である3年ごとの検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付け経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	6,060 ha	0 ha	0%
目 標 (令和5年3月)	6,060 ha	0 ha	0%

※「管内の農地面積」は、目標及びその達成に向けた活動計画の同面積と一致する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員による利用状況調査や意向調査、相談活動、地域活動を通じて、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

イ 年1回の農地パトロールや通常の農業委員会活動を通じて、遊休農地等の早期発見に努める。

ウ 小区画や急傾斜地など、将来的に農地として維持していくことが困難と考えられる農地は、

利用者の意向を踏まえ非農地化するなど、適切な農地管理を行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	6,060 ha	3,909 ha	64.5 %
目 標 (令和5年3月)	6,060 ha	4,000 ha	66.0 %

※「管内の農地面積」には、陸別町公共草地（指定管理者・JA陸別町）859ha及び置戸町所有農地267ha、合計1,126haを含む。

※上記面積を除いた集積率は、現状で79.2%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 高齢者の肉用牛飼養農家、牧草販売のみをしている元担い手農家など、非担い手による農地利用は今後とも見込まれる。また、JAの事業拡大で育成牛の飼料確保のための農地利用も相当面積があるため、担い手の農地集積率の大幅な向上は見込めない。

イ 相続がされていないため、農業経営基盤強化法による利用権設定を行えない農地も一定面積存在する。

ウ 高齢化による離農も引き続き発生しているため、JA・農業委員・地域の農業者と連携を取りながら、担い手への利用集積に繋げていく。また、後継者が少ない地区については、農地に余剰が生じていることから、地区を越えた担い手農家等への利用促進に努める。

エ 速やかに相続が行われるよう啓蒙活動を行うとともに、不在村農地所有者からの担い手への所有権移転を積極的に進める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和2年3月)	0 経営体 (0.0ha)
目 標 (令和5年3月)	1 経営体 (30.0ha)

※現状は、平成30年度から令和元年度までの新規参入経営体数

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 町・JA等と連携し、新規参入希望者の情報収集を図る。

イ 町とJAが実施する新規就農フェア等に積極的に参加するとともに、新規就農者のフォローアップ体制整備に協力する。